

# 巻頭言

## 「障害者雇用水増し問題その後」

理事長 新谷 友良

昨年秋に発覚した官公庁での障害者雇用水増し問題を受けて、応急的な障害者雇用試験がバタバタと実施されました。全省庁統一の筆記試験が2月3日に東京、大阪など全国9カ所で実施され、合格者は各省庁による面接に進み、3月22日に全国で754人の合格が発表されました。合格者の最年少は18歳、最年長は59歳。障害の種類別では、精神が432人、身体が319人、知的が3人と報道されています。

この試験で、兵庫の難聴の方から「面接試験のための説明会が開かれるので、要約筆記の準備を依頼したら、手話通訳しか準備できないといわれた。担当省庁に要約筆記の準備の要望をしてほしい」という依頼が全難聴にありました。全難聴から人事院に話をすると、説明会やその後の面接試験に要約筆記が準備され、その方は無事試験に合格されました。ただ、ご本人はこのような要求を出すことが試験にあたって不利になるのではと大変心配されたそうです。

官公庁でも企業でも、障害を持った人の就職にあたっては、障害者枠というものが準備されています。ただ、そのためには障害者手帳を持っていることが条件になっており、先の障害者雇用水増し問題は、障害者手帳を持っていない人を障害者枠で雇用了ことから起こった問題です。

この制度については、いくつかの疑問があります。一つは、本来働く意欲を持っている人は、平等に働くチャンスを与えられるべきではないか、ということです。これに対しては、障害が原因で働くことにハンディを持っている人に対しては特別な対応が必要で、そのような対応は障害を理由とする差別にあたらない「積極的差別是正措置」である、と説明されています。

もう一つの疑問は、障害者手帳を取得できない障害者はどうすればよいのか？ というものです。これについては、障害者枠ではなく、一般の人と同じ仕組みの中で就職してほしい、というのが政府・企業の考え方です。

障害者枠で雇用された人も、一般枠で雇用された人も、就職した後職場でどのようなサポートを受けているのか、異動・昇進などで障害を理由に不利益を受けていないか、そのような問題の調査は非常に不十分です。3月の障害者雇用試験と前後して、障害者雇用促進法の改正が閣議で決まりました。しかし、残念ながらそのような問題には全く触れられていません。